諮問番号：令和元年度諮問第３５号

答申番号：令和２年度答申第 １ 号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○保健福祉総合センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成３０年５月１日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第６３条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

　　障害年金は、障害により生活や仕事が制限される者に対して生活の保障のために支給されるものである。障害年金の支給を理由に生活保護費の返還を求めることは、憲法第２５条及び法の趣旨目的に反し違法である。また、医療費等も含めた保護費の返還について説明義務を果たさず、高額の医療費を審査請求人に負担させることは著しく違法不当である。

　　また、年金の受給を再開し、生活保護から外れれば、国民健康保険、更生医療の制度により、負担を軽減させることができたにもかかわらず、保護費の返還について何ら説明をしなかったことは、重大な説明義務違反があり、違法ないし不当である。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）審査請求人に対する保護について

審査請求人は保護開始時、障害年金が支払差止中であり、遡及支給されることが確実でない事情にあったことから、処分庁は、収入等のない審査請求人の生活の保障が必要と判断し、保護の開始決定を行ったものと認められる。

審査請求人は、年金支給が再開され、差止期間中の障害年金について、平成３０年４月１３日に一括して受給することとなったため、処分庁は、本件処分を行ったものと認められる。

なお、障害年金が支給される趣旨は、生活保護と同様であるにも関わらず、障害年金の支給を理由に生活保護費の返還を求めることは違法であるとの審査請求人の主張は、法第４条及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第８の３の（２）のアの（ア）の規定から採用することはできない。

（２）法第６３条に基づく返還額の決定について

法第６３条に基づく返還対象となる「保護に要する費用」には、生活扶助や住宅扶助などのように金銭給付される保護費だけでなく、医療扶助（医療の給付）など現物給付として行われる保護費も含まれ、現物給付の場合は金銭に換算して返還対象額を算出するものと解されている。

よって、処分庁は、審査請求人が受給した年金額から必要経費として認められる診断書料の額を除く額が、保護開始以降の審査請求人に支給した保護費（医療費を含む）を上回るため、法第６３条、「生活保護問答集について」（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問１３の５の答（１）及び問１３の２３の答（１）に照らし、審査請求人に対して支給した保護費全額を返還額として決定したものと認められ、処分庁の判断過程に違法又は不当な点は見当たらない。

なお、処分庁が医療費も含めた保護費の返還について何ら説明をしなかったとの審査請求人の主張に対し、処分庁は、保護開始前の相談時及び年金関係資料を受理した際に説明をしていると弁明しているが、これに対する反論はない。処分庁が行ったとする説明について審査請求人が十分な理解をしていなかった可能性は否定できないが、仮に、法第６３条の返還義務について審査請求人に対する処分庁の説明が十分でなかったとしても、そのことが直ちに本件処分の違法又不当を導くものであるとまではいえない。

（３）上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和元年１２月１９日　　　諮問書の受領

令和元年１２月２３日　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１月１４日

口頭意見陳述申立期限：１月１４日

令和２年　１月　９日　　　第１回審議

令和２年　３月２４日　　　第２回審議

令和２年　５月１４日　　　第３回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しており、その第１項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条は、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第６３条は、「費用返還義務」について規定しており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

（３）次官通知の第８の３の（２）のアの（ア）は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。（後略）」と定めている。

　　　なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準である。

（４）問答集の問１３の５「法第６３条に基づく返還額の決定」の答（１）は、「法第６３条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」と記している。

（５）問答集の問１３の２３「法第６３条・法第７８条と控除」の答（１）は、「保護の開始時において既に資力を有していた場合は、もしその時点で資力が活用可能な状態にあれば、それは現金化することにより最低生活の維持のために当てられていたものである。したがって、必要経費等を除き実際の受給額全額を返還の対象とすべきであり、収入認定の際に認められる控除等は適用されない。（後略）」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２９年１１月２７日の面接記録票から、次のことが確認できる。

電話による生活保護の相談の際、審査請求人は、処分庁に対して、①平成２９年１１月○○日まで○○しており、○○中は診断書の提出ができず障害年金が支給停止になっていること、②年金事務所に対し、障害年金の支給には診断書の提出が不可欠であり、必ずしも遡及支給されるとは限らない旨確認したこと、③もし、障害年金が遡及支給されれば、保護費との清算に応じることを話していた。

（２）平成２９年１２月４日付けで、審査請求人は、障害があり、収入がなく生活ができないことを理由として保護の申請を行い、処分庁は、同日付けで審査請求人に対し、法による保護を開始した。

（３）平成２９年１２月２７日のケース記録から、処分庁は、審査請求人の障害年金が、○○していた平成２５年６月○日から平成２９年１１月○○日の間、診断書の提出ができなかったことから支給停止になっていたため、審査請求人に対し診断書の交付を受け、障害年金の申請を行うよう指示していたことが認められる。

（４）平成３０年３月２８日のケース記録から、処分庁は、審査請求人が平成２６年から平成２９年の診断書により障害年金を申請していることを確認の上、審査請求人に対して、通知があれば処分庁に連絡するよう伝えていたことが認められる。

（５）平成３０年４月１７日のケース記録から、処分庁は、審査請求人から受領した同月５日付けの年金支払通知書から○○中に受給できなかった障害年金に係る遡及支給額が２，４３１，６０９円（以下「遡及年金」という。）であることを確認したことが認められる。また、審査請求人は、障害年金の申請に必要な診断書に係る費用として２０，０００円を負担しており、保護開始時の平成２９年１２月４日から平成３０年３月３１日までの間（以下「保護費支給期間」という。）に審査請求人に対して支給された保護費は１，５３０，６０３円であったことが認められる。

（６）平成３０年５月１日付けで、処分庁は、同年４月１３日付けで審査請求人が遡及年金を受領したことにより、保護費支給期間に支給した保護費について、法第６３条に基づき返還を求める本件処分を行った。

（７）平成３０年８月１日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

３　判断

（１）審査請求人に対する保護について

事件記録から、保護の申請時、審査請求人の障害年金は支給停止の状態であり、遡及支給が不確実の状態にあったことから、処分庁は、収入等のない審査請求人の生活の保障が必要と判断し、平成２９年１２月４日付けで保護の開始決定を行ったものと認められる。

そして、処分庁は、平成３０年４月１３日に審査請求人が遡及年金を受領したため、保護費支給期間に支給した保護費について、法第６３条に基づき返還を求める本件処分を行ったものと認められる。

（２）憲法第２５条違反などの主張について

審査請求人は、障害年金の支給を理由に生活保護費の返還を求めること　は憲法第２５条及び法の趣旨に反し違法であると主張する。

法第６３条が憲法第２５条あるいは法の立法趣旨に違反するとの審査請求人の主張は、その具体的根拠が述べられておらず、また、その主張は独自の見解であって採用できない。

（３）処分庁から審査請求人への説明について

　　　審査請求人は、処分庁が医療費を含めた保護費の返還について何ら説明をしなかったことは、重大な説明義務違反である旨主張するが、平成２９年１１月２７日の面接記録票から、保護受給中に資力が発生した被保護者には法第６３条に基づく返還義務が生じることを説明していたことが認められ、これを否定する事実はない。仮に、法第６３条の返還義務の範囲について審査請求人に対する処分庁の説明が十分でなかったとしても、そのことが直ちに本件処分の違法又は不当を導くものであるとまではいえない。

（４）法第６３条の判断枠組みについて

　　　法第６３条は、被保護者は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、都道府県等に対して「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額」を返還しなければならない旨を規定するところ、被保護者が返還すべき額については、その受けた保護金品に相当する金額を上限とし、保護の実施機関が定めるものとする一方で、その算定方法を具体的に規定していない。これは、被保護者に本来受ける必要がなかった給付済みの保護費の全額を返還させることを原則としつつ、法が、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的としていること（第１条）に鑑み、保護費全額を返還させることにより、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反し、又はその自立を阻害することとなるおそれがある場合には、全額を返還させずに給付済みの保護費の範囲内において返還額を定めることができるものとした趣旨と解される。

したがって、法第６３条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況、保護金品を受領した経緯及びその使用状況、被保護者の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断を要するから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限（第２８条、第２９条）を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が給付済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その返還額の判断の基礎とされた重要な事実に誤認があること等により当該判断が事実の基礎を欠き、又は事実に対する評価が合理性を欠くこと等により当該判断が前記の法の目的及び社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限られるものと解するのが相当である。

そして、法第１９条第４項に基づき保護の実施機関から保護の決定及び実施に関する事務について権限の委任を受けた処分庁による返還額の決定が違法となるのも、前記の場合に限られるものと解される。

（５）法第６３条に基づく返還額の決定について

まず、法第６３条に規定される「その受けた保護金品に相当する金額」には、生活扶助や住宅扶助などのように金銭給付される保護費だけでなく、医療扶助（医療の給付）など現物給付として行われる保護費も含まれ、現物給付の場合は金銭に換算して返還対象額を算出するものと解される。

　　　つぎに、審査請求人は同人が生活保護から外れれば、国民健康保険、更生医療の制度による負担を軽減されたことから、処分庁が収入認定の際に認められる控除等を考慮せず返還額を決定したことは違法ないし不当であると主張するので、当審査会は次のとおり判断する。

　　　法第６３条は、保護費の事後調整を行うという生活保護法特有の制度であり、前述のとおり返還額の決定については「保護の実施機関の定める額」として処分庁に裁量権が認められている。本件においては、処分庁における返還額の判断の基礎とされた重要な事実に誤認があること等により当該判断が事実の基礎を欠き、又は事実に対する評価が合理性を欠くこと等は認められないから、本件処分に裁量権の逸脱濫用があったものとして違法となるということはできない。また、処分庁が収入認定の際に認められる控除等を考慮せず返還額を決定したことが、法の目的及び社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものとも認められない。

他に本件処分が妥当性を欠くと判断すべき理由も見当たらない。

（６）結論

以上のことから、本件処分については、法令等の定めに従い適法に行われたものであると認められることから、違法又は不当な点は認められない。

　　　したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長）針原　祥次

委員　　　　　衣笠　葉子

委員　　　　　野田　崇